

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
〈予算関係法律案〉

地域公共交通特定事業に、継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、市町村その他の者の支援を受けつつ事業構造の変更を行うことにより輸送の維持を図るための事業(鉄道事業再構築事業)を追加するとともに、国土交通大臣による認定を受けた計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施する場合における鉄道事業法の特例等を定める。

地域公共交通総合連携計画(市町村が作成)

地域公共交通特定事業に鉄道事業再構築事業を新たに追加

鉄道事業再構築事業

- ・ 市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、実施
- ・ 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象

内容

経営の改善
市町村等の支援

+

事業構造の変更

例: 上下分離

目的

当該路線における輸送
の維持



国土交通大臣による計画の認定

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性等に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例

(※)地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの

※鉄道事業再構築実施計画に基づいて実施される地域の公共交通の活性化に関する取組みに対し、近代化補助を改編して創設される鉄道軌道輸送高度化事業補助金、地方財政措置、税制特例等により、重点的に支援する。